

### 様式 3

#### 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		消防法令違反に係る警告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		消防法
条 項		第3条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項、第8条の2第5項及び第6項、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条の2第1項及び第2項、第13条の2第4第1項、第14条の2第3項、第16条、第16条の2第1項、第16条の6第1項、第17条の4第1項及び第2項、第36条第1項
所 管 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7038)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市火災予防査察規程」及び「さいたま市火災予防査察規程事務処理要綱」に基づき運用しており、違反処理基準は要綱で規定している。
備 考		